平成２３年２月２３日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成２２年(ワ)第２３９８２号　損害賠償請求事件

口頭弁論終結日　平成２２年１２月６日

判　　　　　決

[redacted]

原　　　　　告　　　　[redacted]

同訴訟代理人弁護士　　荒　井　哲　朗

同　　　　　　　　　　白　井　晶　子

同　　　　　　　　　　太　田　賢　志

同　　　　　　　　　　佐　藤　顕　子

[redacted]

被　　　　　告　　　　堤　[redacted]

（以下「被告堤」という。）

[redacted]

被　　　　　告　　　　橋　口　[redacted]

（以下「被告橋口」という。）

[redacted]

被　　　　　告　　　　加　藤　[redacted]

（以下「被告加藤」という。）

上記３名訴訟代理人弁護士　　藤　勝　辰　博

主　　　　　文

１　被告らは，原告に対し，連帯して５５００万円及びこれに対する平成２２年９月２３日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

２　訴訟費用は被告らの負担とする。

３　この判決は，仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

主文第１項と同旨

第２　事案の概要

本件は，株式会社アルメデコム（以下「アルメデコム」という。）が，償還の意思も能力もないのに，販売業者等と共謀の上，原告に，自社の新株引受権付社債を引き受けさせたが，アルメデコムの代表取締役である被告堤，取締役である被告橋口及び被告加藤には，共同不法行為者としての責任，会社法４２９条１項に基づく責任があるとして，原告が，被告３名に対し，５５００万円の損害賠償及びこれに対する訴状送達の後である平成２２年９月２３日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている事案である。

１　前提事実（争いがない。）

(1)　原告（昭和１９年[redacted]生まれ）は，[redacted]の会社を経営し，年収約６００万円程度を得て，年間約４５０万円の年金を受給して生活している。

(2)　被告堤は，平成２２年２月２７日から，アルメデコムの代表取締役であった。また，被告橋口及び被告加藤は，同日から，アルメデコムの取締役であった。

２　争点及びこれについての当事者の主張

(1)　被告らの責任

（原告の主張）

ア　アルメデコムは，インデックス投資事業有限責任組合（以下「インデックス」という。），クリーンアース販売合同会社（以下「クリーンアース」という。）ほかの販売業者等と共謀の上，一般消費者から，アルメデコムの社債の代金名下に金銭を騙取することを企て，役割を分担し，償還の意思も能力もないのに，新株引受権付社債を濫発し，販売させた。

イ　「フジパートナー」の「ウエダ」と名乗る者は，平成２２年３月ころ

（以下，同年については月日のみを記載する。），原告に対し，電話で，アルメデコムの社債を投資家が欲しがっている，５倍で買い取ることができる，１口２０万円である，などと言ったため，原告は，その旨誤信し，アルメデコムの新株引受権付社債１口を引き受けることとし，４月１日，その代金として２０万円をインデックス名義の口座に送金した。

ウ　「サクラトレード」の矢島[redacted]と名乗る者は，同じころ，原告に対し，電話で，アルメデコムの社債は投資家が今なら最低５倍で買い取ると言っている，口数が多くなれば７倍で買い取ると言っている，などと言ったため，原告は，その旨誤信し，アルメデコムの新株引受権付社債を引き受けることとし，①４月５日に５口分１００万円，②４月１３日に１９口分３８０万円，③４月１９日に５口分１００万円，④４月２１日に４０口分８００万円，⑤４月２３日に１０口分２００万円，⑥４月２８日に３０口分６００万円を，インデックス名義の口座に送金した。

エ　「ジャパンキャピタルパートナーズ」の「アオシマ[redacted]」と名乗る者は，その後，原告に対し，電話で，アルメデコムの社債を是非分けてほしい，うちは会社が大きいので１０倍は出す，投資家さんはあと５０口足りないと言っている，などと言ったため，原告は，誤信を深め，インデックスに電話をすると，当社には販売できる社債がもうない，別会社を紹介するので，そちらで購入してください，などと言われ，クリーンアースを紹介されたため，同会社名義の口座に，①５月２１日に５０口分１０００万円，②５月２５日２０口分４００万円，③６月７日に５３口分１０６０万円，④６月１１日に１７口分３４０万円を送金した。

オ　アルメデコム及び販売会社等の上記行為は，買取りをする者などはいないのに，あるかのように装い，また，客観的な価値は全くあるいはほとんどないのに，あるかのように装い，虚言を弄して社債代金名下に金銭の交付を受けたものであり，原告に対する不法行為を構成する。

アルメデコムや販売会社等が原告に送付した案内や社債券には，新株引受権付との記載があるが，アルメデコムは非上場会社であり，原告は，アルメデコムの客観的な株価を算定するための資料を有していないから，新株引受権を行使することはできないものであった。

カ　被告らは，アルメデコム及び上記販売業者等と共謀し，役割を分担して共同したものであり，共同不法行為者としての責任がある。

キ　被告堤は，アルメデコムの代表取締役として，同社の事業が適法なものとなるよう業務執行すべきであったにもかかわらず，違法な行為をしたものであり，また，アルメデコムの取締役であった被告橋口及び被告加藤は，被告堤の違法な業務執行を監督し，是正する義務があったのにこれを怠り，アルメデコムが違法な商法を行うままとしたものである。

したがって，被告らには，職務を行うについて悪意又は重過失があったものであり，原告に対し，会社法４２９条１項の責任がある。

（被告らの主張）

ア　被告らは，平成２２年初めころ，知人の紹介により，アルメデコムの経営を再建するために協力してほしい旨の依頼を受け，その役員に就任した。

イ　紹介者の説明によれば，アルメデコムは，生ごみを資源化する画期的な装置を販売しているほか，大学と共同で風力発電の研究をしているとのことであり，新たな借入れを起こし，経営を軌道に乗せたいが，従前の役員のままでは融資を受けることが困難であるので，名義を貸してもらいたいとのことであったため，役員に就任した。

ウ　しかし，アルメデコムは，被告らが就任した後も資金調達ができず，被告らが役員として経営に関与した事実はなかった。被告らは，原告の主張に係る事実は全く知らない。

エ　したがって，被告らには，原告の主張する責任はない。

(2)　損害

（原告の主張）

ア　代金相当損害金　　　　　　　　　　　　　５０００万円

原告は，被告らの前記不法行為等により，社債代金として支払った合計５０００万円相当の損害を被った。

イ　弁護士費用　　　　　　　　　　　　　　　５００万円

本件訴訟は，弁護士に委任することが必要不可欠であり，原告が訴訟代理人に支払うべき弁護士報酬等の全額が損害であるが，原告は，損害額の１割である５００万円の支払を求める。

（被告の主張）

原告の主張は争う。

第３　争点に対する判断

１　アルメデコムの違法行為について

(1)　前提事実と証拠（甲１ないし甲８（枝番のあるものは枝番を含む。））及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

ア　平成２２年３月ころ，原告の自宅に，インデックスから，アルメデコムの社債等に関する資料が送付されていたところ，「フジパートナー」の「ウエダ」と名乗る者は，そのころ，原告に対し，電話で，アルメデコムの社債を投資家が欲しがっている，５倍で買い取ることができる，１口２０万円である，などと言ったため，原告は，その旨誤信し，１口を引き受けることとし，４月１日，その代金として２０万円をインデックス名義の口座に送金した。

イ　「サクラトレード」の矢島[redacted]と名乗る者は，同じころ，原告に対し，電話で，アルメデコムの社債は投資家が今なら最低5倍で買い取ると言っている，口数が多くなれば７倍で買い取ると言っている，などと言ったため，原告は，その旨誤信し，アルメデコムの新株引受権付社債を引き受けることとし，①４月５日に５口分１００万円，②４月１３日に１９口分３

８０万円，③４月１９日に５口分１００万円，④４月２１日に４０口分８００万円，⑤４月２３日に１０口分２００万円，⑥４月２８日に３０口分６００万円を，インデックス名義の口座に送金した。

ウ　「ジャパンキャピタルパートナーズ」の「アオシマ[redacted]」と名乗る者は，その後，原告に対し，電話で，アルメデコムの社債を是非分けてほしい，うちは会社が大きいので１０倍は出す，投資家さんはあと５０口足りないと言っている，などと言ったため，原告は，誤信を深め，インデックスに電話をすると，当社には販売できる社債がもうない，別会社を紹介するので，そちらで購入してください，などと言われ，クリーンアースを紹介されたため，アルメデコムの新株引受権付社債を引き受けることとし，同会社名義の口座に，①５月２１日に５０口分１０００万円，②５月２５日２０口分４００万円，③６月７日に５３口分１０６０万円，④６月１１日に１７口分３４０万円を送金した。

エ　原告は，６月１６日，原告訴訟代理人に依頼をし，その要請により，クリーンアースの上記振込先口座が凍結されたところ，矢島と名乗る者から，原告に，４億円で買い取ることが決まっている旨の電話があったが，支払はなかった。

(2)　上記認定事実と弁論の全趣旨によれば，アルメデコムは，発行する新株引受権付社債を償還する意思も能力もないのに，インデックスを含む販売業者と共謀の上，アルメデコムの社債が５倍ないし１０倍もの高価で転売できる価値のあるもののように装って引き受けさせ，原告にその代金５０００万円相当の損害を与えたものと認められ，これは，原告に対する不法行為を構成するものというべきである。

２　被告らの責任

被告らは，アルメデコムは，新たな借入れを起こし，経営を軌道に乗せたいが，従前の役員のままでは融資を受けることが困難なので，名義を貸してもら

いたいとの依頼を受け，役員に就任したものであり，責任はないと主張する。

しかしながら，被告堤は，アルメデコムの代表取締役に就任した以上，取締役としての義務を負うというべきところ，上記認定事実と証拠（乙１）及び弁論の全趣旨によれば，被告堤は，事務所の賃貸借契約の締結に同行し，銀行口座を開設したほかは，アルメデコムの業務執行を行わず，他の者の不正行為ないし任務懈怠を看過していたものと認められ，重過失により任務を怠り，原告に前記損害を与えたものと認められる。

また，被告橋口及び被告加藤も，アルメデコムの取締役に就任した以上，アルメデコムの代表取締役あるいは同会社の業務執行者の行為について監視義務を負うというべきところ，上記認定事実及び弁論の全趣旨によれば，上記両名は，この監視義務を尽くさず，違法な業務執行を放置していたものと認められ，重過失により任務を怠り，原告に前記損害を与えたものと認められる。

以上によれば，被告らには，原告に対し，会社法４２９条１項に基づく責任がある。

３　損害

上記認定事実によれば，アルメデコムには，原告が引き受けた新株引受権付社債について，償還の意思も能力もなかったものであり，原告は，代金として支払った５０００万円相当の損害を被ったと認められる。

また，原告が本訴の提起及び遂行のために原告訴訟代理人を選任したことは当裁判所に顕著であり，本件事案の内容，審理の経過等の事情を考慮すると，原告に生じた弁護士費用のうち５００万円については，被告らの任務懈怠と相当因果関係のある損害として被告らに負担させるべきものと認めるのが相当である。

４　結論

以上によれば，原告の会社法４２９条１項に基づく請求はいずれも理由があるからこれを認容することとし，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第４部

裁判官　　　端　　　　　二　三　彦

これは正本である。

平成23年2月23日

東京地方裁判所民事第4部

裁判所書記官　鈴　木　志　保